

第9期代議員選挙のお知らせ

協会では、年に一度「定時社員総会」を開催します。「社員総会」とは株式会社でいう「株主総会」で、「社員」とは、協会を構成する正会員・一般会員から選出された「代議員」と、法人正会員を法令上の「社員」とすることを定款に定めています。この「社員」が最高意思決定機関である「社員総会」で議決権を持つことになります。

この「代議員」は、立候補した正会員・一般会員の中から投票で選出されます。執行機関から独立して選挙を管理するために、代議員選挙管理委員会を発足させ、公正な選挙を行います。

代議員への立候補の詳細については、会報誌の次号1月Winter号に掲載し、正会員・一般会員の方には『第9期代議員選挙 立候補届出用紙』を同封のうえ、お知らせいたします。

なお、普通会员の方は立候補および投票をすることはできません。

現在の第8期代議員の任期

2025年の定時社員総会前に実施される、
「**第9期代議員選挙**」終了後に
代議員が決定次第、任期満了となります。

今回選出する第9期代議員の任期

第9期代議員選挙終了時(代議員の決定)から、
2027年の定時社員総会前に実施される、
「**第10期代議員選挙**」終了時
(代議員の決定)までとなります。

※代議員の任期は定款第3章第5条第7項に定められています。

■ 第9期 代議員任期について

